(議 第 2 0 8 号) 大都計建企第 1 0 4 号 平成 2 7 年 6 月 1 5 日

大阪市都市計画審議会 会長 角 野 幸 博 様

特定行政庁

大阪市長 橋下 徹

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の 敷地の位置について(付議)

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書の規定により付議します。

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面積	備考
産業廃棄物処理施設 (木〈ずの破砕施設)	大阪府大阪市住之江区 平林北二丁目 6 番 50、 6 番 51 及び 6 番 105	3322.06 m²	処理能力(1日あたり) 破砕施設 360t

理 由

木くずの破砕施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、 資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法 第51条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する 建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

		16	女坐家女师加四长 加				
	名	称	<u>産業廃棄物処理施設</u>				
	位 置 大阪府大阪市住之江区平林北二丁目6番50、6番51及び6番				6 番 105		
	敷 地 面 積 3322.06 m ²						
地域地区			工業専用地域(建ペい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20)				
	باح	; 13, 16 C	建築基準法第 22 条区域、大阪港臨港地区(工業港区)				
		十曲田冷	産業廃棄物処理施設				
	主要用途		(木くずの破砕施設)				
	建	建物用途	産業廃棄物処理施設	倉庫	事務所	設備架台	合計
施	築	建築面積(m²)	426.50	1452.90	43.81	35.88	1959.09
設		延べ面積(m²)	426.50	1452.90	68.40	31.84	1979.64
の	物構造・階数	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造		
概 _		悔 足 * 陷 奴	平屋建	平屋建	2 階建	平屋建	-
	処理能力 破		破砕施設 1日あたり 360 t				
	最終処分方法		再生資源として活用する				
	備考						

(5頁~7頁図面参照)







